

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、庄原赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

令和8年3月12日以降

### 2 場所

庄原赤十字病院

### 3 要求事項

賃金その他の労働条件の改善

### 4 争議行為の概要

争議行為は争議の妨害を排除する事も含め、全職場あるいは、各職場毎に全面的、あるいは部分的に又、断続的あるいは継続的に、あるいは連続的に単独又は併用するあらゆる形の争議行為を行う。

令和8年2月27日

広島県知事 横田 美香